

佐那河内村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成29年6月23日(金) 午後3時00分から午後4時15分

2. 開催場所 佐那河内村農業総合振興センター 2階西会議室

3. 出席委員 (12人)

会長	1番	東 條	操
会長職務代理者	2番	河 原	功
委員	3番	長 江	操
	4番	森 崎	茂
	5番	大 西	整
	6番	山 下	哲 男
	7番	松 長	護
	8番	山 本	光 雄
	9番	星 山	隆 啓
	10番	加 藤	秀 敷
	11番	谷 淵	孝 雄
	12番	和 久	義 弘

4. 欠席委員 (0人)

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案の上程

議案第11号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による佐那河内村農用地利用集積計画(案)の決定について

議案第12号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第14号 農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定による農用地区域の変更の意見について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 山 本 利 也

書記 瀧 倉 裕 介

7. 会議の概要

事務局 ただ今から、平成29年度6月総会を開会いたします。
はじめに、東條会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 (挨拶)

事務局 ありがとうございます。

本日の出席委員は、全委員12名が出席しておりますので、総会は成立しております。

それでは、佐那河内村農業委員会会議規則により、議事の進行を東條会長をお願いいたします。

議 長 それでは、佐那河内村農業委員会会議規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
(異議なし)

それでは、7番 松長護委員、8番 山本光雄委員をお願いいたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の瀧倉裕介さんを指名いたします。

それでは、日程第3の議案第11号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「佐那河内村農用地利用集積計画(案)の決定について」を、議案に供します。

事務局より、議案第11号の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の1ページ、2ページをご覧ください。今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は、1議案6件でございます。議案第11号は、すべて地権者から賃借人に直接権利を設定する件です。

佐那河内村長より平成29年6月16日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。利用権の再設定の計画が5件、新規の利用権設定の計画が1件で、面積は、4,154㎡です。

【議案書にもとづいて、個別の農用地利用集積計画の要請の内容を説明】

整理番号1の権利の種類につきましては賃貸借権の新規であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、■■■■■■■■■■の■■■■さんで、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、■■■■■■■■■■の■■■■さんです。土地の所在地については、■■■■18番、現況 畑、487㎡で、利用目的は玉葱、枝豆です。借賃については、10aあたり12,320円であり、1筆で6,000円になります。始期は平成29年7月1日から終期は平成34年6月30日の5年契約です。

計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 ありがとうございます。それでは、質疑に入ります。

補足説明がありましたら、あわせてお願いします。

12番 この場所は、資料1の■■■■■■■■■■から■■■■■■■■■■の方へ行った所の左側になります。■■■■さんは、■■■■■■■■■■さんの知り合いで■■■■さんから■■■■さんへこういう人がいるので、話を聞いていただけないかと話がありました。■■■■さんと■■■■さんが話をしまして貸すことになりました。よろしく

お願いします。

- 議長 ただいま説明がありました。何かご質問はありますか
- 8番 この場所は、■■■■を計画している場所ではないのですか。
- 12番 ■■■■さんの所のまだ奥になります。
- 8番 ■■■■さんの所ですか。
- 12番 ■■■■さんの隣が■■■■さんでその隣を■■■■さんがしています。■■■■さんの横に用水があり、その奥になります。
- 8番 ■■■■がイチジクをしていた所ですか。
- 12番 そうです。
- 8番 あそこまで■■■■の計画があるのではないですか。
- 12番 ■■■■さんがしている所までは測量をしていました。
- 8番 そこまでですか。2反ぐらいの大きさと聞いていましたから。あそこは西まですべてはいるのだと思っていました。
- 事務局 総務企画課の計画なので、詳細な内容までは把握できていません。
- 10番 私の聞いているところでは■■■さんの所までと聞いています。
- 4番 ■■■■さんは反対側ではないでしょうか。
- 11番 ■■■■さんは反対側です。
- 8番 道の所までいくと聞いていましたから。ポーリングの所までしかしないのならそうですが。
- 事務局 聞いてきましょうか。
- 11番 時間があるので、聞いてみてはどうでしょうか。
- 議長 ここで話をしてもわからないので事務局に確認をしていただきましょうか。それまで休憩とします。

※午後3時 8分 休憩

※午後3時15分 再開

- 議長 総会を再開します。
- 事務局 総務企画課長が段取りをしております、総務企画課長は出張でしたが、課員から状況を確認しました。
- 【■■■■の計画について説明】
- 2番 ■■■■さんという方は初めて佐那河内で農業をする方ですか。
- 11番 また、給付金を貰う方ですか。
- 議長 新規就農者の交付金ですか。
- 2番 どのような形で■■■■さんと話をされているのですか。
- 事務局 ■■■■さんと話をする機会がありましたので、■■■■さんの親族ということです。
- 12番 ■■■■さんの■■■になります。
- 事務局 ■■■■の方が佐那河内で農業をしたいとのことでした。
- 11番 新規就農者の交付金を貰うのですか。

■■■■さんと同じく■■■■の■■■■さんの2名による共同申請で、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、■■■■の■■■■さんです。土地の所在地については、■■■■50、現況 畑、1、568㎡で、利用目的は菜の花です。借賃については、10aあたり12,755円であり、1筆で20,000円になります。始期は平成29年7月1日から終期は平成30年6月30日の1年契約です。

計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 ありがとうございます。それでは、質疑に入ります。
補足説明がありましたら、あわせてお願いします。

1 2 番 この場所は、■■■■の前になります。■■■■さんは以前からここで耕作を続けており、管理もできています。再設定なのでよろしくをお願いします。それと1年というのは高齢のため、■■■■さん80歳になっているので1年1年できるだけ頑張るといことです。

議 長 ただいま説明がありました。何かご質問はありますか
4 番 菜の花だけですか。

1 2 番 しもしています。

議 長 それでは、整理番号2について、ご異議ございませんか。
(異議なし)

議 長 異議がないと認めますので、整理番号2は原案のとおり決定いたしました。
続いて整理番号3について、事務局より説明をお願いします。

事務局 整理番号3の権利の種類につきましては賃貸借権の再設定であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、■■■■の■■■■さんで、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、■■■■の■■■■さんです。土地の所在地については、■■■■94番、現況 田、1、280㎡、■■■■132、現況 田、360㎡で、利用目的は水稲です。借賃については、10aあたり18,000円です。始期は平成29年7月1日から終期は平成30年6月30日の1年契約です。

計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 ありがとうございます。それでは、質疑に入ります。
補足説明がありましたら、あわせてお願いします。

4 番 この場所は、地図の3ページになります。■■■■を右にはいりまして、最初の四つ角を右に曲り■■■■の方に進みます。しばらく行きますと■■■■さんの倉庫がありまして、その倉庫の二つ隣にあるほ場された農地になります。道を挟んで二つの農地になります。5年前に■■■■さんが水稲を辞めたということで■■■■さんが預かっています。■■■■さんも大分していますので、再設定ということでもよろしくをお願いします。

2 番 こちらも高齢による1年契約ですか。

事務局 前は5年契約でしたが、今回は1年契約ということで申請が出ています。

- 2 番 この■■■さんも年はいつていますか。
- 5 番 まだ60代です。耕作は大分していて、■■■さんの所もしています。奥さんの実家の方も手伝いにきているみたいです。
- 議 長 ただいま説明がありました。何かご質問はありますか
- 議 長 それでは、整理番号3について、ご異議ございませんか。
(異議なし)
- 議 長 異議がないと認めますので、整理番号3は原案のとおり決定いたしました。続いて整理番号4について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 整理番号4の権利の種類につきましては使用貸借権の再設定であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、■■■の■■■さんで、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、■■■の■■■さんです。土地の所在地については、■■■177番29、現況 畑、318㎡の内159㎡で、利用目的はみかんです。始期は平成29年7月1日から終期は平成30年6月30日の1年契約です。
- 計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
- 議 長 それでは説明します。この場所は、地図の4ページになります。■■■■■になります。この案件は毎年1年契約で4、5年続けて出ています。なぜ1年かと言いますとこの人は持病がありまして、急に出来なくなった時のためとのことです。そのために、再設定となっております。よろしくお願います。
- 2 番 ■■■さんは作らないのですか。
- 議 長 この人は農業が好きではないみたいです。
- 7 番 ここってハウスみかんをしていた所ですか。
- 議 長 そうです。昔はハウスみかんをしていました。
- 5 番 昔2人でしていました。
- 8 番 全部ではないですね。
- 議 長 一部は他の人が借りています。■■■さんが借りています。
- 10番 ■■■を作っています。
- 議 長 ただいま説明がありました。何かご質問はありますか
- 議 長 それでは、整理番号4について、ご異議ございませんか。
(異議なし)
- 議 長 異議がないと認めますので、整理番号4は原案のとおり決定いたしました。続いて整理番号5について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 整理番号5と整理番号6につきましては、利用権の設定等を受ける者が同一の案件であり関連をしておりますので、一括して説明をさせていただきます。
- 整理番号5の権利の種類につきましては使用貸借権の再設定であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、未相続地のため■■■の■■■さんと■■■の■■■

さんの2名による共同申請で、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、
[]の[]さんです。土地の所在地については、[]
84番、現況 畑、596㎡の内150㎡で、利用目的は野菜です。始期は
平成29年7月1日から終期は平成32年6月30日の3年契約です。

整理番号6の権利の種類につきましては使用貸借権の再設定であり、利用
権の設定等をする者の住所、氏名は、[]の[]さんで、
利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、[]の[]さんで
す。土地の所在地については、[]83番、現況 畑、1,044㎡の
内150㎡で、利用目的は野菜です。始期は平成29年7月1日から終期は
平成32年6月30日の3年契約です。

計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第
18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 ありがとうございます。それでは、質疑に入ります。

補足説明がありましたら、あわせてお願いします。

12番 この場所は、資料の5ページになります。[]を渡って、すぐに右へ川
沿いを進んでいただき、初めての筋を左に曲がった所にあります。[]さん
は以前からずっとこちらで作っていらして、管理もできていますので、再設
定ということでもよろしくをお願いします。

5番 もう一つの方はどうですか。

12番 残りの面積は[]さんがハウスでネギを作っています。

2番 地主さんは2つ出ていますが、[]さん、[]さんで[]かなにかですか。

12番 []になります。

1番 上が母屋ですか。

12番 どちらが母屋であるかはわかりません。

5番 []さんが母屋になります。

1番 []さんは[]ですね。

5番 []の家になります。[]さんは[]さんの所に勤めていたので、
その時の関係ではないでしょうか。

議長 ただいま説明がありました。何かご質問はありますか

議長 それでは、整理番号5及び整理番号6について、ご異議ございませんか。
(異議なし)

議長 異議がないと認めますので、整理番号5及び整理番号6は原案のとおり決
定いたしました。

次に、議案第12号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」
を、議案に供します。

事務局より、議案第12号の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の3ページをご覧ください。議案第12号の農地法第3条第1項の
規定による許可申請は、1議案1件で、所有権の移転に関する件です。

整理番号1の譲渡人の住所、氏名は、[]
の[]さんで、申請の理由は農業廃止であり、譲受人の住所、氏名は、

■■■■■■■■■■の■■■■■さんです。土地の所在地については、■■■■■■■■■■ 69番1、現況 畑、610㎡、■■■■■■■■■■ 117番、現況 畑、42㎡になり、利用目的はすだちになります。

本件につきましては、譲受人が取得後のすべての農地を利用すること、労働力、機械、技術、通作距離などをみても問題がないこと、取得面積を合わせ農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当せず、許可要件のすべてを満たしております。

議長 ありがとうございます。それでは、質疑に入ります。

補足説明がありましたら、あわせてお願いします。

9番 まず場所ですが、地図の6ページになります。■■■■■■■■■■の■■■■■に架かる橋の手前を南の方に上がっていただき、■■■■■さんの家をちょっと行った所です。前は■■■■■さんが借りてももいちごを作っていましたが、規模を縮小するというので■■■■■さんが施設をそのまま引き継いだ形で今年までしていました。それで■■■■■さんは本村から関東の方に出て行って、こちらでは農業はしないということで、農地を売却したいとのこと。とりあえず■■■■■さんが買った形になります。今は、苺の施設は取っ払い、更地の状態になっています。■■■■■さんはすだちを大々的にしておりまして、これからもこの農地で農業をする予定です。このまま売買しても問題はないと思います。■■■■■ 117の方は■■■■■沿いに狭い土地がありまして、原野に近い状態になっており、入って行く道も歩き道ぐらいしかない状態です。よろしくをお願いします。

10番 ■■■■さんの家はどちらになりますか。

9番 ■■■■の家の奥になります。

10番 あの家ですか。いい家なのにもったいない。

議長 ただいま説明がありました。何かご質問はありますか

議長 それでは、整理番号1について、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議がないと認めますので、議案第12号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第13号「農地法第5条の規定による許可申請について」を、議案に供します。

事務局より、議案第13号の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の4ページをご覧ください。今月の農地法第5条の規定による許可申請は、1議案1件で、使用貸借権による権利の設定に関する件です。

整理番号1の権利の種類につきましては、使用貸借権の20年契約であり、譲渡人の住所、氏名は、■■■■■■■■■■の■■■■■さんで、譲受人の住所、氏名は、■■■■■■■■■■の■■■■■さんです。申請地の所在地は、■■■■■■■■■■ 52番2、現況 畑、226㎡、■■■■■■■■■■ 52番4、現況 畑、311㎡で、転用の目的は太陽光パネルの設置です。

転用事由の詳細につきましては、該当農地は以前は耕作をしていましたが、労働力不足により維持管理が困難なため、太陽光施設として維持管理することです。

申請地の農地区分につきましては、農用地区域外であり、集団的に存在している農地その他良好な営農条件を備えている農地、いわゆる第1種農地には該当しません。また、転用計画においても、係る営農条件に支障を生ずるおそれがあると認められる場合の不許可要件については、該当しないと思われます。

議 長 それでは説明いたします。この場所は、7ページに地図になりまして、**■**で上の家が**■**さんの家で下が**■**さんの古屋敷になります。前回のソーラーが家の下にありまして、今回は家の横にある村道の両側にソーラーを計画しています。ソーラーは自分の土地の中で完結しており隣地はございません。すでに前回のソーラーも出来ており、前も支障がありませんでしたのでよろしくお願いいたします。

議 長 ただいま説明がありました。何かご質問はありますか

5 番 **■**とは違うのですか。**■**さんではないのですか。

4 番 そことは違う所です。**■**さんのところに下にある小さな分です。

5 番 **■**ですか。

議 長 **■**です。

7 番 地滑り等の心配はないのですか。

議 長 規模も小さく、ほとんど造成もしないです。

8 番 これは売買になるのですか。譲渡になるのですか。

議 長 **■**ですなので。

8 番 譲渡ですか。

4 番 使用貸借となっています。

事務局 使用貸借なので、無料での貸し借りになります。

4 番 家には誰もいないのですか。

5 番 誰もいません。

議 長 貸主も借主も両方とも徳島市にいます。家自体は存在します。

5 番 自家用レベルの大きさですね。

議 長 下のは大きいです。用地あるので、それに足すような感じです。

事務局 【農地法第3、4、5条申請について説明】

議 長 それでは、整理番号1について、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議がないと認めますので、議案第13号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

次に、議案第14号「農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定による農用地区域の変更の意見について」を、議案に供します。事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の5ページと6ページをご覧ください。佐那河内村長より農業振興

地域の整備に関する法律第13条第1項の規定による農用地区域の変更の意見を求められています。農用地区域への編入の案件が1件、農用地区域からの除外の案件が3件となっています。

まず、議案書の5ページは農用地区域への編入の案件であり、編入しようとする土地の所在、地番は、■■■■ 12番1、現況 畑、1,784㎡です。

編入の理由は、中山間地域等直接支払制度の第5期対策への加入にかかる案件であり、農業振興地域の整備に関する法律第10条第3項第5号の、当該農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るため、その土地の農業上の利用を確保することが必要であると認められる土地に該当すると考えます。

続きまして議案書の6ページは農用地区域からの除外の案件であります。

整理番号1と整理番号2につきましては、転用予定者が同一の案件であり関連をしておりますので、一括して説明をさせていただきます。

整理番号1の土地所有者の住所、氏名は、■■■■の■■■■さんです。除外する字、地番は、■■■■ 66番2、現況 畑、1,463㎡の内1,100㎡で、転用目的は住宅・作業所になり、転用予定者は■■■■の■■■■さんとなっております。

整理番号2の土地所有者の住所、氏名は、■■■■の■■■■さんです。除外する字、地番は、■■■■ 104番、現況 畑、327㎡で、転用目的は住宅・作業所になり、転用予定者は■■■■の■■■■さんとなっております。

この案件につきましては、■■■■さんは現在借地で■■■■をしており、この度、■■■■の作業所を建築する計画となっております。

農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の除外ができる要件として、農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であり、除外により農用地区域内の農用地の集団化、農作業の効率化や、効率的に農業経営を営む者の農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないと認められること等とされており、除外ができる要件を満たしていると考えます。

議長 ありがとうございます。それでは、質疑に入ります。

補足説明がありましたら、あわせてお願いします。

事務局 編入に関しましては、報告とさせていただきます。地図の8ページをご覧ください。■■■■の下から■■■■さん宅の1段程上までの間になります。

7番 一部は山ではないのですか。

8番 今何か作っていますか。

事務局 ■■■■さんの■■■■さんが農業を始めるとのことです。現在はクワイフルーツを作っており、それ以外の場所はいろんな物を作っていました。

5番 これから始めるのですか。

12番 ■さんは定年をしております、ほぼ毎日佐那河内に来ています。草刈り等の手入れをしています。

8番事務局 編入と言うことは今まで入っていなかったのですか。
そうです。

【農振農用地、中山間事業について説明】

議長 それでは、整理番号1, 2について説明をお願いします。

9番 それでは、■66-2と■104について説明します。まず、■さんの農地には現在すだちが植わっています。■さんがやらずに■さんが管理をしています。両者は■になります。■さんは高齢で一人ですだちをしています。管理はきちんとしています、高齢で長くはできないとのこと。それで、■さんは■さん宅下で■を作っています。その作業所や駐車場が狭いので、申請場所で作業所や駐車場をする予定です。場所は■と■の間になります。■の北側になり、■より1段高くなっている場所になります。申請場所は■さんも作っていませんし、■さんも高齢でもうできない状態です。

議長 ただいま説明がありました。何かご質問はありますか

それでは、整理番号1及び整理番号2について、ご異議ございませんか。
(異議なし)

議長 異議がないと認めますので、整理番号1及び整理番号2は原案のとおり決定いたしました。

続いて整理番号3について、事務局より説明をお願いします。

事務局 整理番号3の土地所有者の住所、氏名は、■の■さんです。除外する字、地番は、■84番1、現況 田、690㎡の内32㎡で、転用目的は宅地になり、転用者は■の■さんとなっております。

この案件につきましては、■さんは徳島市に居住し、会社に勤務していますが、農業後継者として兼業するために、実家の隣接農地の一部を造成し、住宅を建てる計画となっております。

農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の除外ができる要件として、農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であり、除外により農用区域内の農用地の集団化、農作業の効率化や、効率的に農業経営を営む者の農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないと認められること等とされており、除外ができる要件を満たしていると考えます。

なお、この農地につきましては、中山間直接支払の対象農地になっていますが、中山間の村担当者を通じて県担当者に確認しますと農業後継者の宅地といった諸条件に一致すれば、除外しても良いとのこと。ただし、条件として農業後継者の宅地といった条件とともに今までの交付金を返却することが必要になります。

議長 ありがとうございます。それでは、質疑に入ります。

11番 今まで貰った交付金を返さないといけないのですか。

事務局 はい。今が5カ年計画の3年目になりますので、それまでにいただいた交付金は返却の対象になります。

3 番 今年で辞めて来年からすることはできないのですか。

8 番 今年の3年目分だけではないのですか。

事務局 今回が5期になりますので、5期の1年目から今回までの分が返却の対象になります。基本的には途中から辞めることはできません。

5 番 2年分ということになりますね。まあ、32㎡分なので額はしれていると思いますが、手続きが大変ですね。それと会計さんが。

議長 それでは、整理番号3について、ご異議ございませんか。
(異議なし)

議長 異議がないと認めますので、整理番号3は原案のとおり決定いたしました。次に、報告事項がありましたら事務局より説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議長 特に報告事項はないようですので、それでは以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。この際に、その他の件についてご発言があればお願いいたします。

(発言なし)

議長 よろしいですか。それでは、以上をもちまして、平成29年度6月総会を閉会いたします。

会議の顛末を記録しその確認を認めるため捺印する。

佐那河内村農業委員会会長 東條 操

佐那河内村農業委員会委員 松長 護

佐那河内村農業委員会委員 山本 光雄